菊武ビジネス専門学校商業実務高等課程ビジネス情報科	平成二十六年四月一日

表二十二専門学校享栄ビジネスカレッジ商業実務高等課程商業学科の項の次に次のように加える。

専門学校緑ヶ丘女学院服飾・家政高等課程生活技術科	平成二十五年四月一日

表二十六平野ドレスメーカー専門学校服装高等課程服装科昼間部の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十七神戸女子洋裁専門学校洋裁高等課程ファッション技術科の項の次に次のように加える。

神戸スポーツアートＣｏｃｏｒｏ専門学校文化・教養高等課程総合アート学科	平成二十五年四月一日

表二十七国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校アートカレッジ神戸芸術高等課程総合アート学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表姫路経理ビジネス専門学校商業高等課程商業科の項の次に次のように加える。

ＢＥＡＵＴＹ　ＡＲＴＳ　ＫＯＢＥ　日本高等美容専門学校美容高等課程美容Ｂ科	平成二十八年三月一日

表四十五を表四十六とし、表四十四を表四十五とし、表四十三を表四十四とし、表四十二を表四十三とする。

表四十一人吉商業専門学校商業実務高等課程商業科の項中「昭和六十一年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表三角商業専門学校商業高等課程商業科の項中「三角商業専門学校商業高等課程商業科」を「三角商業専門学校商業実務高等課程商業科」に改め、同表を表四十二とし、表四十を表四十一とし、表三十九を表四十とする。

表三十八国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表を表三十九とし、表三十七を表三十八とする。

表三十六に次のように加える。

河原高等専修学校高等課程調理師養成学科	平成二十八年三月一日

表三十六を表三十七とし、表三十五を表三十六とし、表三十四を表三十五とし、表三十三を表三十四とし、表三十二を表三十三とし、表三十一を表三十二とし、表三十を表三十一とし、表二十九の次に次のように加える。

名称	
中央高等学園専修学校高等課程単位制総合学科	平成二十六年三月一日

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○文化庁告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の三第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財について財団法人高野山文化財保存会の管理団体の指定（昭和三十二年文化財保護委員会告示第八十六号）を解除したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年二月四日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　河村　潤子

種別	名称	員数
重要文化財	絹本著色愛染明王像	一幅

○農林水産省告示第百五十号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第三条第一号の規定に基づき、平成十四年三月二十六日農林水産省告示第八百九十五号（森林法施行令第三条第一号の農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

第三号中「第八条の二十第一号」を「第三十三条第一号」に改める。

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県寒河江市大字田代字馬道沢六九二から六九四まで、六九四の乙、七三六の一、七三七、七三八、八九五から九〇二まで、九〇三の一、一一九八の一、一一九八の二、一一九八の一三、一一九八の一七、一一九八の二二、一一九八の二三、一三〇二の一、一三〇三、字岩沢九〇六、一一九九の一〇、一一九九の二九、一一九九の三一、一一九九の三九から一一九九の四一まで、字松山沢一二〇〇の一、一二〇〇の四、一二〇〇の五、一二〇〇の八、一二〇〇の九、字横前沢一二〇二の一、一二〇二の二、一二〇二の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び寒河江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　北海道富良野市字フレベツ六一九の一地先・歌志内市字歌神一一二の三（以上一筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、歌志内市字歌神九三の六・九四の八・一〇一・一〇二・一〇四・富良野市字フレベツ六一九の一・六一九の一八・字フレベツ右岸八七一の一六五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　北海道古宇郡神恵内村大字赤石村二七の二地先・字大森一七三地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備